



JAPSW 発第 20-215 号
2020 年 11 月 17 日

自由民主党 政務調査会
障害児者問題調査会長 衛 藤 晟 一様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 田村綾子



令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見

私たち精神保健福祉士は平成 10 年に国家資格化され、精神障害者への社会復帰に関する相談に応じて必要な支援を実施してきました。平成 16 年度には厚生労働省「精神保健福祉施策の改革ビジョン」にて「入院医療中心から地域生活中心へ」の基本方針が示されましたので、精神保健福祉士の本業にも追い風となり精神障害者への地域生活支援が充実していくと考えていました。しかし、実際には「入院医療中心から地域生活中心へ」の改革が進んだとは言えない現状があります。

改革が進まない要因の一つとして、「精神科病院の患者の抱え込みがあるから」とまことしやかにささやかれていますが、現実は精神障害者の地域生活支援を福祉で支えきれていないことにあります。地域福祉は精神科病院への入院に長く依存してきた事実があり、地域福祉の脆弱性が大きな要因ではないでしょうか。さらに一部を除き多くの精神保健福祉士が、「保健及び福祉に関する専門的知識及び技術」ⁱを十分に発揮できず、

「保健医療・障害福祉・地域相談支援に関するサービス等が密接な連携の下で総合的かつ適切に提供」ⁱⁱをすることも不十分であったと、私たち精神保健福祉士は反省し改善すべきと考えております。

国民の疾患対策では、医療計画制度の下で精神疾患が 5 疾病・5 事業に入り、5 大疾病のなかでも精神疾患の患者数が最も多くなっており、メンタルヘルスの課題を持つ国民は増加しており、現下のコロナ禍の影響により今後も増え続けることは容易に想像できます。

そのような現状を踏まえて、本協会は「国民が精神障害になったとしても、地域の一員として安心して医療・保健・福祉を利用し、自分らしい暮らしを実現していける社会」を目指すための実践がますます必要になってきていると考えております。

つきましては、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて下記の通り意見を申しあげる次第です。

記

1. 計画相談給付費におけるサービス利用支援費等の基本部分の充実が必要です。

地域の相談支援体制のさらなる強化に向けて、担い手である相談支援専門員を増やしていくためにも、その業務に見合った評価として報酬の基本部分の充実が必要です。

2. 自立生活援助事業者及び地域定着支援事業者と精神科医療機関の連携を進めていく必要があります。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進」に係る障害福祉サービス等報酬改定チームにおける議論のうち特に論点5の「医療と福祉の連携の促進」については、日常生活を維持する上で必要な情報を医療・保健・福祉が共有することで国民が安心して利用できると考えています。このことを加算等で評価してもらうことで、医療・保健・福祉・行政の各現場で幅広く働いている精神保健福祉士の力とネットワークをさらに活かすことができます。

3. ピアサポートの専門性を評価する必要があります。

「ピアサポートの自らの障害や疾病の経験と他者から助けられた経験を併せ持ち障害のある本人の立場に立って相談・援助を行うことで、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安解消」は、ピアサポートのみが持つ専門性であり、精神障害者が地域の一員として安心して医療・保健・福祉を利用し、自分らしい暮らしの実現に欠かせないと考えます。これまで支援される側であった障害者が、自らの経験を社会で活かせることは「自分らしさ」に自信を持つことにもつながります。

以上

ⁱ 精神保健福祉士法第2条から抜粋

ⁱⁱ 精神保健福祉士法第41条から抜粋